術基準適合証明等」という。）を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「旧特定小電力無線局」という。）の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等を受けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備とみなす。

3　この省令の施行の際現に行われている旧特定小電力無線局に係る技術基準適合証明等の求めについては、新小電力データ通信システムの無線局に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

4　この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する設備規則第二十四条第二項の規定の適用については、同項の表中「四ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」とする。

5　この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する第二条の規定による改正後の設備規則別表第三号31の規定の適用については、同31中

「

周波数帯	不要発射の強度の許容値
55.62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下
55.62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67.5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）26dBm以下
67.5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下

」

とあるのは、

「(1)　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100μW以下	50μW以下

(2)　参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参照帯域幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz
1GHzを超えるもの	1MHz

(3)　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
BN＜1MHz	fc±2.5MHz
1MHz≦BN≦500MHz	fc±2.5BN
BN＞500MHz	fc±（1.5BN＋500MHz）

注1　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。

2　発射する電波の周波数（必要周波数帯幅を含む。）が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。

」

告　示

○復興庁告示第四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第六号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第四十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第六号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第四十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第六号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社青森銀行
二　住所　青森県青森市橋本一丁目九番三十号

○復興庁告示第四十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第六号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東北銀行
二　住所　岩手県盛岡市内丸三番一号

○復興庁告示第五十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（三沢市復興推進計画（認定番号青森第七号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第六号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第四十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（八戸市復興推進計画（認定番号青森第六号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号